

一般質問通告書

No. 1 / 4

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	市民クラブ
表題	1 向日市が使う電気を入札で安く購入し、その削減費用で市内巡回バスを走らせることについて		
趣旨	向日市の施設で使用する電力を、原子力発電に依存する関西電力に頼らず、一般競争入札で安く購入することを提案しましたが、検討・準備はどこまで進んだでしょうか？ 削減した費用で巡回バスを走らせませんか？		
事項（質問・提案等）	<p>福島第一原発事故は、ひとつ間違えば首都東京を含む東日本全域が壊滅するところでした。最悪の事態に至らなかったのは、本当に偶然でした。</p> <p>このような深刻な事故を起こしながら、早くも原発を復権させようという動きが出てきていることに、私は本当に怒っています。原発は定期点検のため順次停止してゆくの、このまま行くと来年春には全国のすべての原発が止まります。もし来年の夏を原発なしでも乗り切ることができたら、危ない原発は要らないということになります。私はそれを歓迎します。でも逆に、原発を推進したい人たちがいるのです。関西電力をはじめ電力会社は、冬の節電、夏の節電キャンペーンを展開し、「来年の夏はピンチ！」「原発を動かさないと電気が足りなくなる！」と宣伝しています。</p> <p>実は、原発がなくても発電能力は大丈夫なのですが、関西電力が 10 %節電を言うのでしたら、そんなケチなことは言わずに、100 %節電しましょう。わが向日市は関西電力から電気を買わずに、原子力発電由来でないクリーンな電気を、一般競争入札により購入することにしましょう。</p> <p>電力会社以外の発電会社から電気を購入することは、イメージで言うと、電話の契約をNTTから他の電話会社に変えるようなものです。関西電力の送電網を使い、利用者側から見た電気の品質等は、何ら変わりません。一般家庭ではこうした契約はできませんが、条件を満たせばマンションなどでも可能です。経産省はじめ国の各省庁、都道府県、市町村でも導入が進んでいます。</p> <p>市民オンブズマンが、全国の都道府県・政令市・中核市について、電力購入の現状調査をしています。それによると、電力の入札による購入は政令市ではかなり進んでいて、大幅な電気代削減が実現されています。たとえば京都市では、昨年度一般競争入札をおこなった 22 施設で、合計 2 億 2069 万円、22.1 %の削減。大阪市では 60 施設で 4 億 1712 万円、20.3 %の削減、神戸市では 2 億 7829 万円、18.3 %の削減となっています。向日市で対象となる施設の昨年度の電気料金は約 1 億円と聞いています。もし 20 %の電気代の削減ができたなら、年間 2000 万円の効果があります。この削減費用で、市内巡回バスを走らせることが充分可能です。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本件について、早急な実施に向けて調査検討を進めていただいていることと期待していますが、その進捗と予定についてお聞かせください。2. 電気代を削減した費用で、市内巡回バスを走らせることを提案します。ぜひ実現していただけないでしょうか？		

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	市民クラブ
表題	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">2</div> 公立第3保育所の今後のあり方について		
趣旨	<p>市は、新民間保育所の開園と同時に公立第3保育所を閉園する方針を打ち出しましたが疑問です。公立第3保育所の今後のあり方については、保育の直接の当事者である保護者・保育士との十分な話し合いの中で決めるべきではないでしょうか？</p>		
事項（質問・提案等）	<p>市は、市民体育館西のJT社宅跡地に新民間保育所を開園すると同時に、公立第3保育所を閉園する方針を打ち出しました。しかし、新保育所の選定や、第3保育所の今後のあり方の検討において、保護者と保育士という保育の直接の当事者の声が反映されているのか、疑問があります。</p> <p>まず、民間保育所選定委員会には保護者代表が入れられませんでした。後になって知った保護者会が参加の要望を出したけれど、断られたようです。また、選定委員会の委員名も公表されていません。</p> <p>次に、新保育所開園と同時に第3保育所を閉園する方針を、7月1日に第3保育所の保護者に説明されたようですが、「閉園することを正式に決定しました」と通告し、保護者の不安の声に対しては財政上の都合を繰り返すばかりで、説明会は保護者からの反発で紛糾したと聞いています。それ以降、第3保育所をどうしていくかについて、保護者会との話し合いは行われていません。</p> <p>また、保育所の現場で日々直接子どもたちと接する保育士のみなさんとは、この問題について、まだ説明会や話し合いは行われていないようです。</p> <p>以上のような行政の対応には、おおいに疑問がありますので、以下質問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子育て支援の主役は子どもであり、子どもの育ちを支える中心は、保護者と保育士です。この両者をサポートするのが行政の役割だと考えますが、いかがでしょうか？ 2. 「当事者抜きに物事を決めてはならない」というのは、基本原則です。保護者会が求めているにも関わらず、新民間保育所選定委員会に保護者代表を入れなかった理由をお聞かせください。 3. 今後、保護者会や保育士のみなさんと、第3保育所のこれからのあり方について、真摯な話し合いを密に行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか？ 4. 私は、第3保育所を閉園することに反対です。待機児解消のため、民間保育所を新設するとの説明にもかかわらず、今回の市の方針では、定員増を伴いつつも、公立保育所から民間保育所への計画的な置き換えです。この間の経過を見ると、財政の都合が優先され、主役であるべき子どもたちにとってどうなのかの検討が後回しにされていないでしょうか。保護者のみなさんの不安も、ここに原因があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか？ 		

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	市民クラブ
表題	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">3</div> 公民館、コミュニティセンターで議会報告等を行えるようにすることについて		
趣旨	<p>市会議員が主権者である市民の皆さんに対して行う議会活動の報告会は、各地区の公民館等で行うのが望ましいと考えます。しかし市は、公民館の使用を認めていません。これは不当な使用制限だと考えます。見解をうかがいます。</p>		
事項 (質問・提案等)	<p>私は市会議員となつてはじめての9月議会の報告会を、市民会館で行いました。各地区公民館で行う方が、市民のみなさんにとっても利便性がよく、望ましいのですが、公民館で議会報告会を行うことを、市が許可しないとのことでしたので、やむなく市民会館で行いました。</p> <p>市会議員は、主権者である市民の皆さんに対して、議会活動の報告をおこなう責務があります。その一つとして、市民誰もが参加できる議会報告会は、それが議会として開催するものであっても、一議員や議員グループが開催するものであっても、大変重要なものだと思います。それは市民の知る権利を保障する手段の一つです。</p> <p>ところが、向日市は公民館で議会報告会を行うことは「政治活動である」として、これまで使用許可をして来なかったようです。</p> <p>公民館について規定した社会教育法第23条で、政治活動の利用について制限している内容は、「特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること」です。これを根拠に使用拒否することは、法の拡大解釈であり、公民館での議会報告会を許可しない根拠にはならないと考えます。</p> <p>また、議員に限らず広く市民が、自分たちの生活する地域社会について考え、関わっていかうとすれば、国や自治体行政の施策や議会との関係など、いわゆる「政治」の問題は起こってきて当然です。市民が、それぞれの立場や意見の違いをふまえつつ、社会的な学習や活動を活発かつ自由におこなうことは、市民が主役のまちづくりにとって大切であり、行政にはその場を提供する責務があると考えます。</p> <p>そこで、以下質問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 市会議員が、議会として、あるいは一議員として、主権者である市民に広く呼びかけて開催する「議会報告会」を公民館で開催することは、社会教育を推進する公民館の設置理念にかなったものであると考えますが、見解を伺います。 議員に限らず、市民が公民館を使用するに際して、「政治的活動」であることを理由に使用不許可の範囲をいたずらに広げることは、自由で活発な市民活動の発展にとって障害になると考えますが、見解を伺います。 公民館の使用制限を、条例でなく規則で定めているのは、京都府下では本市と城陽市と大山崎町だけです。本来条例で定めるべきと考えますが、見解を伺います。 コミュニティ・センターについても事情は同様と考えますが、見解を伺います。 		

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	市民クラブ
表題	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">4</div> 公共下水道工事での2億円損失問題に関する、市民に対する市長の説明責任について		
趣旨	<p>「公共下水道工事での2億円損失は調査会社に法的責任を追及できる」という内容の顧問弁護士の間接報告書が明らかになりました。にも関わらず損害賠償請求を放棄した理由について、市民が納得できる説明を求めます。</p>		
事項 (質問・提案等)	<p>公共下水道工事での2億円損失問題の処理をめぐり、顧問弁護士による「中間報告書」の内容が明るみに出されました。この中間報告書には、市が損害賠償請求裁判を放棄した根拠とされた「最終報告書」とは、全く逆のことが書かれてあります。</p> <p>すなわち中間報告書では、「調査会社であるJRCにも向日市にも責任がある」という判断が、最終報告書では「JRCにも向日市にも責任はない」と180度変わり、中間報告書では「JRCの法的責任を追及することは可能」とされていたものが、最終報告書では「法的責任を追及することは困難」と結論がひっくり返ってしまいました。</p> <p>この中間報告書から最終報告書へ書き換えがされた内容について、重大で不自然な点がいくつもあります。特に、JRCの調査責任を明確に指摘した以下の3つの有力な論証が、最終報告書ではほとんどすべて削除されていることです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① JRCがJR西日本の100%子会社であり、調査がJRCに一社特命発注された経過から、前田架動橋に関しては特に厳密な調査を尽くすべき立場にあったこと。またJR西日本が保管している資料について調査する義務があり、適切な調査を行えば、H鋼材の存在は容易に発見できたはずであること。 ② 事故の原因となった問題の仮設杭の調査については、土留矢板とともに資料を収集することを協議で確認。JRCもそのことを認識し、土留矢板に関しては調査し報告をおこなっているため、仮設杭についても当然調査義務があること。 ③ JRCは、前田架動橋の現況調査において仮設杭と思われる痕跡を認識しており、仮設杭が残っていることは十分に予見できたし、正確な調査を行う義務があった。 <p>その一方で、最終報告書は「仮設杭は地下埋設物ではなくJRCの調査対象でない」など強引といえる論法で、調査会社の責任を免除しています。「調査会社の責任でも向日市の責任でもない、不可抗力だった」という結論ありきの報告書ではないかと疑われます。その結果、過失ある者の責任が免除され、その原因究明もなされず、何の責任もない市民に2億円もの負担が押し付けられたならば、到底許されません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中間報告書でJRCの調査責任を明確に指摘した上記3つの論証(=向日市民にとって有利な材料)が最終報告書ではすべて削除され、調査会社の責任追及が困難な内容に180度変わったことに関し、市民に納得のできる説明をお願いします。 2. 市長は一貫して市民への説明責任を回避してきました。行政トップのこうした姿勢は、行政組織の全体に悪影響を及ぼすと思います。市長の認識を伺います。 		